

岐阜市告示第358号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条第2項の規定により、下記のとおり要措置区域を指定した旨、告示します。

令和 7年 9月29日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 指定理由

土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合せず、土壤汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

2 指定区域

岐阜市芥見清水211番の一部
(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講ずべき指示措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと



図1 要措置区域の位置図

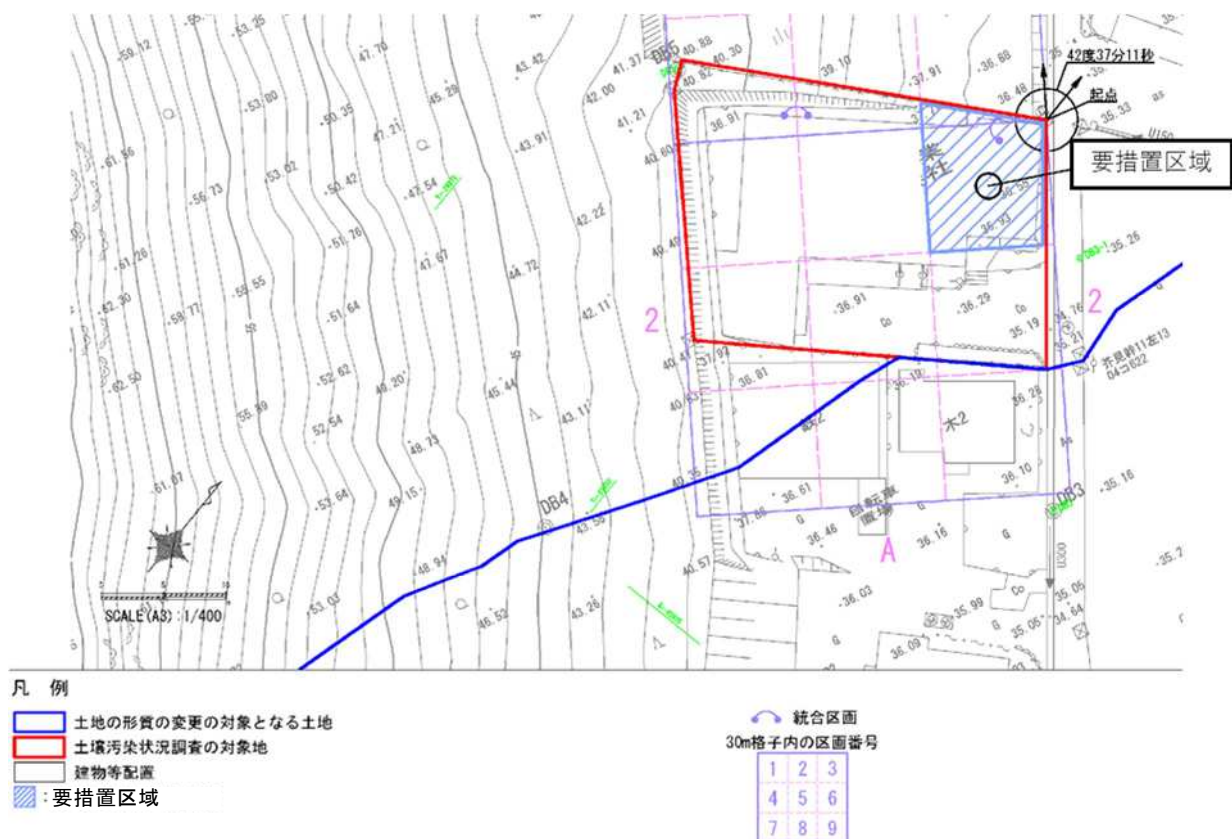


図2 要措置区域図